

9 完納奨励金取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場の卸売業者が交付する完納奨励金（奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 71 条に規定する完納奨励金をいう。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 完納奨励金の範囲

「完納奨励金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 卸売業者が卸売代金の支払期限内の完納を奨励する目的をもって交付する交付金（以下「歩戻し金」という。）
- (2) 卸売業者が卸売代金の支払に関する連帯保証その他の信用保証制度の維持確立の目的をもって交付する交付金（以下「支払保証料」という。）
- (3) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者の売買代金の支払等を行う代払制度その他の合理的な決済制度の円滑な運営維持の目的をもって交付する交付金（代払事務費を含む。以下「代払制度維持費」という。）

2 年間支出累計限度及び交付率

卸売業者ごとの完納奨励金の年間支出累計限度及び個々の仲卸業者又は売買参加者に対する完納奨励金の交付率は、次のとおりとする。

(1) 青 果 部

年間支出累計限度額	年間総取扱金額の 1000 分の 10 以内
完納奨励金の交付率	1000 分の 10 以内

(2) 水産物部

年間支出累計限度額	年間総取扱金額の 1000 分の 4.2 以内
完納奨励金の交付率	1000 分の 4.2 以内

3 完納奨励金の交付報告

卸売業者は、完納奨励金を交付したときは、その日の属する月の翌月の 10 日までに完納奨励金交付報告書(別記様式)を場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。

完 納 奨 励 金 交 付 報 告 書

平成 年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 印
(署名の場合は、押印は不用です。)

年 月分の完納奨励金の支出状況を下記のとおり報告します。

記

交付の相手方		区 分	本 月 分			交 付 金 額 累 計		
住所	氏名又は名称		完納金額	交付金額	交付の基準 (交付率)	完納金額	交付金額	交付の基準 (交付率)
		歩戻し金						
		支払保証料						
		代払制度維持費						
		小計						
		歩戻し金						
		小計						
合 計								
交付した理由								

注) 交付率欄は、交付金額を完納金額で除した数を記入すること。